勞工保險投保薪資分級表

中華民國 113 年 11 月 15 日勞動部勞動保 2 字第 1130087589 號令修正發布，自 114 年 1 月 1 日施行

投保薪資等級	月薪資總額（實物給付應折現金計算）	月投保薪資
第 1 級	28,590 元以下	28,590 元
第 2 級	28,591 元至 28,800 元	28,800 元
第 3 級	28,801 元至 30,300 元	30,300 元
第 4 級	30,301 元至 31,800 元	31,800 元
第 5 級	31,801 元至 33,300 元	33,300 元
第 6 級	33,301 元至 34,800 元	34,800 元
第 7 級	34,801 元至 36,300 元	36,300 元
第 8 級	36,301 元至 38,200 元	38,200 元
第 9 級	38,201 元至 40,100 元	40,100 元
第 10 級	40,101 元至 42,000 元	42,000 元
第 11 級	42,001 元至 43,900 元	43,900 元
第 12 級	43,901 元以上	45,800 元

備註

一、本表依勞工保險條例第十四條第三項規定訂定之。

二、職業訓練機構受訓者之薪資報酬未達最低工資者，其月投保薪資分 13,500 元(13,500 元以下者)、15,840 元(13,501 元至 15,840 元)、16,500 元（15,841 元至 16,500 元）、17,280 元（16,501 元至 17,280 元）、17,880 元（17,281 元至 17,880 元）、19,047 元（17,881 元至 19,047 元）、20,008 元（19,048 元至 20,008 元）、21,009 元(20,009 元至 21,009 元)、22,000 元(21,010 元至 22,000 元)、23,100 元（22,001 元至 23,100 元）、24,000 元(23,101 元至 24,000 元)、25,250 元(24,001 元至 25,250 元)、26,400 元（25,251 元至 26,400 元）及 27,600 元（26,401 元至 27,600 元）十四級，其薪資總額超過 27,600 元而未達最低工資者，應依本表第一級申報。

三、部分工時勞工保險被保險人之薪資報酬未達最低工資者，其月投保薪資分 11,100 元(11,100 元以下者)及 12,540 元(11,101 元至 12,540 元)二級，其薪資總額超過 12,540 元者，應依前項規定覈實申報。

四、依身心障礙者權益保障法規定之庇護性就業身心障礙者被保險人之薪資報酬未達最低工資者，其月投保薪資分 6,000 元（6,000 元以下）、7,500 元（6,001 元至 7,500 元）、8,700 元（7,501 元至 8,700 元）、9,900 元(8,701 元至 9,900 元)、11,100 元(9,901 元至 11,100 元)、12,540 元(11,101 元至 12,540 元)，其薪資總額超過 12,540 元者，應依第二項規定覈實申報。

五、本表投保薪資金額以新臺幣元為單位。